

**身分制度**

- ・ 1 **良民** …農民(2公民)および貴族・豪族
- ・ 3 **賤民** …奴隷 全人口の1割程度 大寺院・有力豪族などが多数所有 10世紀に廃止
- ・ 4 **五色の賤** …(官有) 5**陵戸**・6**官戸**・7**公奴婢** (私有) 8**家人**・9**私奴婢**
- ・ **品部**・**雑戸**…朝廷に隷属する技能者 特殊身分 (良と賤の中間)

**土地制度** ※土地人民は公有が原則 but. 家屋と周囲の土地(宅地・園地)は私有

10 **班田收授法**(唐の均田制がモデル)←その台帳として11 **6年** ごとに12 **戸籍** の作成

- ・ 13 **口分田** を班給 14 **6年に1度** 15 **6歳以上**の16 **男女** に 17 **死亡者の分は次の班年**に収公
- ・ 17 **良民男子に2段(反)** (約2400㎡) ※単位: 18 **1反=360歩**, 19 **10反=1町**
- ・ 20 **女子は男子の3分の2**, 21 **賤民は良民の3分の1** (ただし22 **官有賤民は良民に同じ**)
- ・ 23 **条里制** …班田の実施のための土地区画 24 **1町四方を1区画(坪)** ※25 **長さ1町は約108m**
- ・ 26 **売買は禁止** ※ただし班給後の剰余地(27 **乗田**)の28 **賃租**(小作)は可能

**田の種類と負担**

29 **租** …田に課税 1反につき30 **2束2把** (収穫の約31 **3%**)…本来は非常(備蓄)用

- ・ 33 **輸租田** …租を収める田 ※単位: 32 **1束=10把**
- ・ <例> 口分田、34 **位田**(五位以上)、35 **職田**(官職に応じて)の大半、賜田、功田など
- ・ 36 **不輸租田** …租を免除されている田
- ・ <例> 37 **寺田**(寺院の所有地)、38 **神田**(神社の所有地)、職田の一部

**正誤問題練習** <センター2017年B追試験より>

- X. 収穫の約3%を納める租は、**運脚によって都へ運ばれた。**
- Y. おもに**西日本**から集められた防人が、九州沿岸の防衛にあたった。

農民（公民）の負担 ※古代は流通経済が未発達→財産も税負担も人間＝労働が中心

原則：<sup>39</sup>成年男子への人頭税

☆区分 <sup>40</sup>正丁 …<sup>41</sup>21～60歳 負担の基準

<sup>42</sup>老丁(次丁) …61～65歳 <sup>43</sup>正丁の2分の1

<sup>44</sup>少丁(中男) …17～20歳 <sup>45</sup>正丁の4分の1(雑徭・調)又は免除(庸)

A. 中央財源 ☆毎年、<sup>46</sup>計帳 を作成…ホクロなど身体的特徴も記載

①<sup>47</sup>庸 …<sup>48</sup>歳役(労役)10日のかわりに <sup>48</sup>布(麻布) <sup>49</sup>2丈6尺 ※単位：1丈=10尺

京・畿内は免除(→<sup>50</sup>中央の労役に有賃・強制労働…雇役)

②<sup>51</sup>調 …絹・糸・綿・布・など、土地の産物を一定量 京・畿内は半免

B. 地方財源

☆①・②・③を総称して課役という

③<sup>52</sup>雑徭 …国司の下で労役(土木工事など) 年<sup>53</sup>60日(次丁30日、少丁15日)以内

④<sup>54</sup>出挙 …春に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収 「<sup>55</sup>公出挙」とも

最初は救済制度→税に変化 利息は<sup>56</sup>5割(のち3割) ※<sup>57</sup>私出挙…利息10割も

C. その他の負担

⑤<sup>58</sup>運脚 …庸・調を都まで運搬、経費は自己負担

⑥<sup>59</sup>兵士…<sup>60</sup>正丁3～4人に1人→諸国の<sup>61</sup>軍団で教練(輪番制) 武器・食糧など自己負担 庸・雑徭は免除

→一部は <sup>62</sup>衛士 …京内・宮城の警護(左右衛士府) 1年 <sup>64</sup>西国から

<sup>65</sup>防人 …北九州沿岸の警護(大宰府の防人司) 3年 <sup>66</sup>東国から

⑦<sup>67</sup>義倉…凶作に備えて粟を収める

⑧<sup>68</sup>仕丁…都での雑役に使役 50戸に正丁2人

<考察>戸籍問題

外孫田部勝等許太利	女秦部羊売	男秦部刀良	男秦部大麻呂	男秦部羊	男秦部龍	男秦部根麻呂	男秦部鳥麻呂	妻古溝勝伊志売	弟秦部小日	孫女秦部阿由提売	孫女秦部鳥売	孫秦部牛麻呂	女秦部鳥売	男秦部麻呂	妻家部須加代売	戸主秦部長日	豊前国仲津郡丁里戸籍
年一歳	年二十歳	年二歳	年六歳	年八歳	年十一歳	年十六歳	年十八歳	年四十歳	年六十一歳	年六歳	年七歳	年十四歳	年三十二歳	年三十八歳	年六十二歳	年六十三歳	

- (1) この戸に支給される口分田の合計面積を答えよ。なお、1反=360歩、10反=1町である。2町6反
- (2) この戸が納めるべき租稲は合計何束何把か答えよ。なお、1束=10把である。57束2把
- (3) この戸が納めるべき庸布は合計何丈何尺か答えよ。なお、1丈=10尺である。5丈2反
- (4) この戸が納めるべき雑徭はのべ何日か答えよ。135日

日本史授業プリント古代5 (013) 律令体制 (2)

3年 組 番 \_\_\_\_\_  
[ 月 日 ]

身分制度

- ・ 1 \_\_\_\_\_ …農民(2公民)および貴族・豪族
- ・ 3 賤民…奴隸 全人口の1割程度 大寺院・有力豪族などが多数所有 10世紀に廃止
- ・ 4 \_\_\_\_\_ …官有：5 陵戸・6 官戸・7 公奴婢 私有：8 家人・9 私奴婢
- ・ 品部・雑戸…朝廷に隷属する技能者 特殊身分 (良と賤の中間)

土地制度

※土地人民は公有が原則 but. 家屋と周囲の土地(宅地・園地)は私有

10 班田収授法(唐の均田制がモデル)←その台帳として11 \_\_\_\_\_ ごとに12 \_\_\_\_\_ の作成

- ・ 13 \_\_\_\_\_ を班給 14 6年に1度 15 6歳以上の16 \_\_\_\_\_ に 17 死亡者の分は次の班年に収公
- ・ 17 良民男子に2段(反) (約2400㎡) ※単位：18 1反=360歩、19 10反=1町
- ・ 20 女子は男子の3分の2、21 賤民は良民の3分の1 (ただし22 官有賤民は良民に同じ)
- ・ 23 \_\_\_\_\_ …班田の実施のための土地区画 24 1町四方を1区画(坪) ※25 長さ1町は約108m
- ・ 26 売買は禁止 ※ただし班給後の剰余地(27 棄田)の28 賃租(小作)は可能

田の種類と負担

29 \_\_\_\_\_ …田に課税 1反につき30 \_\_\_\_\_ (収穫の約31 \_\_\_\_\_) …本来は非常(備蓄)用

- ・ 33 \_\_\_\_\_ …租を収める田 ※単位：32 1束=10把
- ・ <例> 口分田、34 位田(五位以上)、35 職田(官職に応じて)の大半、賜田、功田など
- ・ 36 不輸租田…租を免除されている田
- ・ <例> 37 寺田(寺院の所有地)、38 神田(神社の所有地)、職田の一部

正誤問題練習 <センター2017年B追試験より>

- X. 収穫の約3%を納める租は、運脚によって都へ運ばれた。
- Y. おもに西日本から集められた防人が、九州沿岸の防衛にあたった。

**農民（公民）の負担** ※古代は流通経済が未発達→財産も税負担も人間＝労働が中心

原則：<sup>39</sup>\_\_\_\_\_

☆区分 <sup>40</sup>\_\_\_\_\_…<sup>41</sup>21～60歳 負担の基準

<sup>42</sup>老丁（次丁）…61～65歳 <sup>43</sup>正丁の2分の1

<sup>44</sup>少丁（中男）…17～20歳 <sup>45</sup>正丁の4分の1（雑徭・調）又は免除（庸）

**A. 中央財源** ☆毎年、<sup>46</sup>\_\_\_\_\_を作成…ホクロなど身体的特徴も記載

①<sup>47</sup>\_\_\_\_\_…<sup>48</sup>歳役（労役）10日のかわりに <sup>48</sup>布（麻布） <sup>49</sup>\_\_\_\_\_ ※単位：1丈＝10尺

京・畿内は免除（→<sup>50</sup>中央の労役に有賃・強制労働…雇役）

②<sup>51</sup>\_\_\_\_\_…絹・糸・綿・布・など、土地の産物を一定量 京・畿内は半免

**B. 地方財源**

☆ ①・②・③を総称して課役という

③<sup>52</sup>\_\_\_\_\_…国司の下で労役（土木工事など） 年<sup>53</sup>60日（次丁30日、少丁15日）以内

④<sup>54</sup>\_\_\_\_\_…春に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収 「<sup>55</sup>公出挙」とも

最初は救済制度→税に変化 利息は<sup>56</sup>5割（のち3割） ※<sup>57</sup>私出挙…利息10割も

**C. その他の負担**

⑤<sup>58</sup>\_\_\_\_\_…庸・調を都まで運搬、経費は自己負担

⑥<sup>59</sup>兵士…<sup>60</sup>正丁3～4人に1人→諸国の<sup>61</sup>軍団で教練（輪番制） 武器・食糧など自己負担 庸・雑徭は免除

→一部は <sup>62</sup>\_\_\_\_\_…京内・宮城の警護（左右衛士府） 1年 <sup>64</sup>西国から

<sup>65</sup>\_\_\_\_\_…北九州沿岸の警護（大宰府の防人司） 3年 <sup>66</sup>東国から

⑦<sup>67</sup>義倉…凶作に備えて粟を収める

⑧<sup>68</sup>仕丁…都での雑役に使役 50戸に正丁2人

<考察>戸籍問題

外孫田部勝等許太利	女秦部羊売	男秦部刀良	男秦部犬麻呂	男秦部羊	男秦部龍	男秦部根麻呂	男秦部鳥麻呂	妻古溝勝伊志売	弟秦部小日	孫女秦部阿由提売	孫女秦部鳥売	孫秦部牛麻呂	女秦部鳥売	男秦部麻呂	妻家部須加代売	戸主秦部長日	豊前国仲津郡丁里戸籍
年一歳	年二十歳	年二歳	年六歳	年八歳	年十一歳	年十六歳	年十八歳	年四十歳	年六十一歳	年十六歳	年七歳	年十四歳	年三十二歳	年三十八歳	年六十二歳	年六十三歳	

- (1) この戸に支給される口分田の合計面積を答えよ。なお、1反＝360歩、10反＝1町である。
- (2) この戸が納めるべき租稲は合計何束何把か答えよ。なお、1束＝10把である。
- (3) この戸が納めるべき庸布は合計何丈何尺か答えよ。なお、1丈＝10尺である。
- (4) この戸が納めるべき雑徭はのべ何日か答えよ。